２０２０年3月１０日

～毎月１０日は人権を考える日～

『インクルーシブ教育』について

【インクルーシブ教育とは】

「インクルーシブ教育」とは、**障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育を受けることで、「共生社会」の実現に貢献しようという考え方**です。この教育は 2006 年の国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」で示されました。ここでいう「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のことを指します。そして、このような共生社会の形成に向けて、重要な理念となるのが「インクルーシブ教育システム」の考え方で、障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶことを目的に、

① 障がい者が一般的な教育制度から排除されないこと

② 自分が生活している地域で初等中等教育の機会が与えられること

③ 個々人に必要な合理的配慮が提供されること

の３つが必要だとする考え方です。また、この教育の構築には上記の①～③の考え方に基づいた「特別支援教育」が必要不可欠とされています。インクルーシブ教育において、合理的配慮は必須の考え方です。合理的配慮の事例として考えられるのは、教員の確保、設備の整備、個別の教育支援計画や指導計画に対応した柔軟な教育などです。

【インクルーシブ教育の実現をめざす背景】

長い間、日本の障がいのある子どもに対しては、1979 年に養護学校が義務化されたことでようやく全ての子どもが教育を受けられる仕組がみできました。しかし、それ以降も障がいのある子どもとない子どもを分けた教育が行われ、特別な支援が必要な子どもには地域の学校ではなく特別支援学校で教育が行われる「分離教育」が主流であり、それに対する批判も聞かれるようになりました。こうした背景から障がい者の権利の重要性が指摘され、世界的にインクルーシブ教育が教育政策の中心的な課題となってきました。日本においても、インクルーシブ教育の実現に向けて様々な取り組みが行われるようになりました。

【インクルーシブ教育と混同されやすい概念・考え方】

インクルーシブ教育と混同されやすい概念として、「ノーマライゼーション」「ユニバーサルデザイン」「インテグレーション教育」などが挙げられます。「**ノーマライゼーション**」とは、**「障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会をめざす」**という理念です。英語の「Normalization」には「標準化」「正常化」「常態化」といった意味合いがありますが、ここでは「以前は特異なものと思われていたことが、当たり前の状態になること」を意味しています。「**ユニバーサルデザイン**」とは、ノーマライゼーションの概念の一部で、**「はじめから誰にでもやさしい商品や環境であるためのデザイン」のこと**です。「**インテグレーション教育（統合教育）**」とは、**ノーマライゼーションの理念を具現化したもので、前提として子どもを障がいの有無により区別したうえで場の統合を進めようとする考え方**です。しかし、これは障がいのない子どもに障がいのある子どもが同化することを強いるような教育になっているとの批判もありました。そこから、全ての子どもに平等に学習活動を保証する「インクルーシブ」の理念が生まれてきました。

西条市人権教育協議会　　西条市人権擁護課